

随意契約（相手方指定）調書

件名	荒川区生活介護等事業委託	No.5200553
工（納）期	令和9年3月31日	
契約締結日	令和8年8月24日	
契約金額	16,155,000円（消費税込み）	

契約相手方	社会福祉法人 奉優会 (法人番号：9010905000820)
相手方指定理由	別紙に記載のとおり。
備考	

業者選定理由書

件 名	荒川区生活介護等事業委託
指名業者 (案)	名 称 社会福祉法人 奉優会 代表者 理事長 香取 寛 所在地 東京都世田谷区駒沢一丁目4番15号
特命理由	本件は、障害者総合支援法に規定される生活介護、移動支援及び入浴支援事業を委託するものである。 主管課からは、契約締結請求にあたり、部の機種・業者選定委員会の了承を得たうえで、上記業者を契約の相手方としたい旨の依頼があった。 経理課として検討したところ、 ①現在、東日暮里三丁目障がい者支援施設において現行の社会福祉法人が実施している生活介護サービス事業については、令和8年8月末での終了が決定している。 ②区内における生活介護サービス事業所は、荒川生活実習所と尾久生活実習所及び分場のみであることから、現在の利用者が継続してサービスを利用できるよう、切れ目のない事業の引継ぎが必要であり、上記法人はこれに即時対応が可能である。 ③上記法人は、同施設1・2階の東日暮里在宅高齢者通所サービスセンターの指定管理者であり、上記法人に委託することで、同センターの送迎車両や入浴設備等の兼用が可能であるほか、これまで単独施設では提供が困難であった移動支援や入浴支援といった区内で不足しているサービスを拡充することが可能となり、このような実施体制を整えられる事業者は他にない。 ④上記法人の履行状況は良好であり、福祉事業の実績やノウハウを十分に有していることから、効率的かつ質の高い履行が期待できる。 以上のことから、上記法人を相手方とした随意契約を締結する。
その他 特記事項	○根拠規定:地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 (性質又は目的が競争入札に適さないもの)